

大多喜ロケーション撮影規約

大多喜ロケーションサービス事業では、撮影支援を通して町の美しい景観や観光スポットをPRすることを目的とします。

下記の事項をご確認の上、「ロケ・撮影支援依頼書」をご記入し、(株)わくわくカンパニー大多喜宛にお送りください。

第1条（目的）

この規約は大多喜町内で映画やドラマ、CM等の撮影を希望する者（以下「甲」）が、撮影にあたり、株式会社わくわくカンパニー大多喜（以下「乙」）と遵守すべき事項をあらかじめ定めることを目的とする。

第2条（撮影許可）

甲がこの規約を承諾し、乙に「ロケ・撮影支援依頼書」を提出後、内容を確認の上、承諾の連絡をし、この承諾をもって正式に撮影契約が成立されたものとする。

第3条（撮影場所等）

甲は、乙が別途許可した撮影目的、撮影箇所及び撮影時間の範囲内でのみ撮影するものとする。

第4条（料金について）

(1)甲は撮影使用料として乙の定める期日までに現金もしくは銀行振り込みで支払うものとする。振り込み手数料は甲が負担するものとする。

(2)支払い期日は乙の指定日とする。

第5条（撮影条件）

甲は、次の撮影条件を承諾・遵守するものとする。

(1)担当者を明確にし、責任の所在を明確にすること。担当者は、本規約の内容を撮影スタッフ全員に周知徹底させること。

(2)影内容については事前に企画書にて提出し、安全面、運営面の無理がないこととし、事前に打ち合わせした内容・方法以外の撮影を行わないこと。内容等に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知すること。

(3)撮影箇所は（以下「撮影地」）は撮影目的のための非独占的利用とし、長時間の物品の放置・車両を駐車等する等の行為をしないこと。

(4)撮影地に通行人・お客様等（以下「一般の方」）がいる場合に、顔等個人が識別できないように撮影を行うこと。

(5)甲は、撮影等の現場に大勢の方が集まった場合及び集まることが予想される場合には、撮影スタッフ以外に、一般の方の案内、誘導等を行う係を設置する等、危険回避を十分に考慮すること。

(6)撮影時には乙の立会人の指示に従うこと。

(7)乙や施設に損害を与える可能性のある行為、一般の方に迷惑又は安全に支障を及ぼす可能性のある行為をしないこと。

(8)立会人が危険と判断し、撮影の中止を指示した場合は、直ちにその指示に従い、一切の異議を申し立てないこと。

(9)大多喜町や撮影地の印象を著しく害すると思われるような映像やセリフを使い撮影しないこと。

(10)法令・関係法規に反した行為をしないこと。

(11)乙は撮影地の提供には万全を期すものの、乙の責めによらない事由又はやむをえない事由等により撮影ができない場合には、甲は乙に損害の賠償を求めないこと。

第6条（保険）

甲は事故等に備え、保険に加入するものとする。対象は撮影スタッフ、エキストラといった撮影に関係する参加者すべてを含むものとする。乙の求めがあった場合、保険証書の写し、その他依頼者が適切な損害保険に加入していることを証明する書面を乙に提出するものとする。

第7条（中途解約、解除）

甲は撮影前に撮影をキャンセルする場合は、撮影日の1週間前までに乙に通知し、乙の同意を得るものとし、キャンセル料金は以下の通りとする。

- ・撮影1週間前までのキャンセル：契約金額の半額
- ・撮影1週間以内のキャンセル：契約金額の全額

乙は天災地変等乙の責めによらない事由又は安全管理上のやむをえない事由により撮影場所の提供をできないことに客観的合理性がある場合、甲に対し相談または通知を行ったうえで、本契約の中途解約、解除又は撮影時間等の再調整ができるものとする。

乙は前項のほか、甲がこの規約に違反したときは、相互に誠意をもって協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

第8条（事故等の責任）

(1)騒音や夜間照明等により現場周辺の一般の方へ支障が想定される場合は、必ず事前の説明会を開催するものとする。万が一、事故やトラブル等が発生した場合は速やかに警察、消防をはじめとする関係者、乙への連絡を行い、甲の責任において対応をするものとする。

(2)建物や備品を破損しないように注意し、万が一損害や汚れ等が生じた場合は、甲の負担において清掃等で現状回復させるものとする。

(3)乙は、撮影中に撮影地の盗難、損壊等の損害が生じても当該損害について一切責任を負わないものとする。また、甲と第三者とのトラブルが発生した場合についても同様とする。

第9条（反社会勢力の排除）

(1)甲は自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、理事等）、撮影に基づく関係者全員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれに準ずる者又はその構成員ではないことを誓約すること。

(2)前項に違反した場合は本契約を取り消しとする。

(3)本契約を取り消した場合、甲に損害が生じて乙はこれを賠償することは要せず、乙に損害が生じた時は甲がその損害を乙に賠償すること。

第10条（広報）

(1)乙は甲に対し、事前に相談または通知を行ったうえで、撮影作品の情報を、制作風景の紹介、作品情報や公式サイトでの紹介、独自ポスターの作成またはその他の方法で乙の広報に用いることができるものとする。よって使用不可の場合は、事前に申し出ること。

(2)作品のポスターやチラシ、出演者のサイン、その他のグッズ等の提供を検討すること。

※上記を守れない場合は撮影を直ちに中止していただくと共に、以後の撮影をお断りする場合があります。

※契約成立の際、当日参加するスタッフ、出演者もこの内容に同意したものとします。